

出来事（2015年6月）

1. 食品表示法

- 1) 6月11日、参議院議員会館にて、「どうする食品表示」（第3回院内集会）が開催され、約10名の国会議員を始め約190名が参加され満席でした。（「消費者法ニュース」No.102 2015年7月発行に寄稿しました）。
- 2) WEBによる消費者アンケート調査を実施し、6月11日の院内学習会で概要を紹介しました。
- 3) 郵送による食品関連アンケート調査を実施し、6月18日のメディア懇談会で紹介しました

2. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。

| サプリメント | その他加工食品 | 生鮮食品 | 合計 | 撤回 |
|--------|---------|------|-------|-------|
| 26 品目 | 22 品目 | 0 品目 | 48 品目 | 1品目 * |

*4月20日に届け出た「ビルベリー」（森下仁丹株式会社）の撤回届出書を、6月1日に受理したとのことです。

生鮮を除く機能性表示食品の上市パターンとして、4つのケースが考えられますが、現在のところ、「全く新しいもの」は見当たらず、新鮮味に欠けるように思えます。

- 1) 有効性・安全性等の理由で、トクホにならなかったもの。（いわゆる「トクホ崩れ」）
- 2) 類似品（自社、他社）がトクホで販売されているもの。
- 3) いわゆる「健康食品」（サプリメントも含む）として販売されているもの。
- 4) 1)～3)に該当しない全く新しいもの。

3. トクホで安全性が確認されない同一成分と思われる機能性表示食品の届け出

内閣府 食品安全委員会は、5月12日、株式会社リコムが2009年に特定保健用食品（トクホ）に申請した緑茶飲料「蹴脂茶（しゅうしちや）」の健康影響評価を実施し、「安全性を確認できず、評価できない」とする評価書をまとめ、消費者庁に答申しています。

内閣府 消費者委員会は、7月1日、株式会社リコムが特定保健用食品（トクホ）に申請した緑茶飲料「蹴脂茶（しゅうしちや）」について、「特定保健用食品として認めることは適切でない。」と答申したとのことです。この答申を踏まえて、消費者庁が認めるかどうかの結論を出すこととなります。

また、同一と思われる成分を含む株式会社リコムのサプリメント「蹴脂粒」は、新制度である「機能性表示食品」として、4月15日に受理されています。消費者庁が、機能性表示食品の届け出の撤回を求めるかどうか注目されています。

4. 新規の食品添加物の指定

6月は、新規指定はありませんでした。

現在、アンモニウムイソバレレート（国際汎用香料）、1-メチルナフラレン（国際汎用香料）について、指定に向けた手続きが進められています。また、一昨年から審議がなされてきた過酢酸製剤については、食品安全委員の健康影響評価を終え、6月19日に薬事食品衛生審議会添加物部会で規格・基準について審議されました。

5. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（19品目、最終：2015年5月11日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（64品目、最終：2015年4月21日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト（最終：2015年5月11日）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228 株）、アスペルギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP 株）、6- α -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO 株）、グルタミルバリルグリシン（DP-No.2 株及び GG-No.1）、

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000071169.pdf>

6. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 6月は、新たな出荷制限等はありませんでした。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（5月28日現在）

7. 相次ぐ情報漏えいとサーバーの不具合

インターネットを介したいわゆるウイルスによって、国の機関のサーバーに蓄積された個人情報、担当者のルール無視もあって、漏えいしたとのことです。さらに、厚生労働省関係では、国立医薬品食品衛生研究所のホームページが閲覧できない状態が2週間以上続いており、国民へのサービスの著しい低下を招いています。7月1日時点で復旧しておらず、早期の復旧を願って止みません。

8. トランス脂肪酸

米国FDAは、部分水添油（POHs）をGRAS（日本の添加物に相当）とみなさないとの最終決定を下しました。3年間の猶予が与えられており、期限は、2018年6月18日です。

・6月16日付けのFDAのニュースリリース

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm449145.htm>

・米国官報 <https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2015-14883.pdf>

- 日本で、トランス脂肪酸を規制（含有量規制、表示対象、他）する場合について検討すると、
- ・トランス脂肪酸を規制する根拠を明確にする。（内閣府食品安全委員会が担う。）
- ・規制の対象とするトランス脂肪酸（多種類のトランス脂肪酸があるので、）を明確にし、部分水添加油のみを規制するか、トランス脂肪酸を含む全ての食品を規制するかを判断する。（厚生労働省薬事・食品衛生審議会）（消費者委員会）
- ・（基準油脂分析試験法があるが、）規制対象とするトランス脂肪酸の分析法を告示する。（含有量の規制：厚生労働省、表示対象に設定：消費者庁）

9. 米国人の過体重と日本人の過体重

ワシントン大学研究者による研究で、2007年から2012年国民健康栄養調査のデータ（15,208人の男性と女性）から、男性の39.96%と女性の29.74%が過体重であり、男性の35.04%と女性の36.84%が肥満であったとのことです。米国人の約3分の2が、過体重または肥満です。

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-06/tjnj-poo061815.php

同一の基準で日本人は、約4分の1程度と言われおり、米国との違いは際立っています。むしろ、日本人の場合は、適切なエネルギー摂取ができていない問題の方が深刻だと思います。

10. 過塩素酸塩のTDI（EFSA）

5月25日、EFSAの専門家は健康的な成人の甲状腺ヨウ素取り込みの抑制に基づき、「許容一日摂取量(TDI)」を、0.3µg/体重/日としました。

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150526.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=20150528&utm_content=hl

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3869.pdf>

TDI：明らかな健康リスクもなく、ヒトが一生涯日常的に摂取することのできる物質の推定量

米国では、2012年2月2日、米国環境保護庁(EPA)は、米国民の保護を目的に、飲料水中の過塩素酸塩に関する規制強化を推し進めることを公表した。過塩素酸塩は、甲状腺の機能に影響を与え、成長ホルモンの生成を阻害する可能性があることが研究から明らかとなっているからとのこと。データから、米国の公共水道システムの4%以上で過塩素酸塩が検出されており、500万～1,700万人の米国人が過塩素酸塩を含んだ飲料水を飲んでいると推計される。それゆえ、EPAは今後、過塩素酸塩に関する評価を行い、飲料水中の過塩素酸塩に関する規制強化を推し進める予定とのこと。

日本では、過塩素酸など47項目を「要検討項目」（毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目、水質管理目標設定項目に分類できない項目）とし、「目標値」を0.025mg/Lと設定している（平成27年4月1日施行）。60kgのヒトの1Lの飲用で25µgを摂取することになるので、60kgのヒトにEFSAのTDIを適用した18µgを超えることになる。

11. ケーキデコレーション用ペン（スコットランド）

5月25日、スコットランド食品基準庁は、ケーキ用の一部のペンに使用されているイソプロピルアルコール（IPA）は、食品添加物としては認可されておらず未承認キャリアに分類したとのことです。
<http://www.foodstandards.gov.scot/news/cake-decorating-pens>

日本では、添加物に指定され、使用基準が定められています。

- ・着香の目的：残留規制なし
- ・製造用剤として使用するときの残留基準

| | | |
|--------|---------------------------------------|--|
| ホップ | 20g/kg（ホップ抽出物 1 k g につき） | ホップ抽出物は、ビール及び発泡酒（発泡性を有する酒類を含む。）の製造に当たり、麦汁に加えるものに限る |
| 魚肉 | 0.25g/kg（魚肉たん白濃縮物 1 k g につき） | 魚肉たん白濃縮物とは、魚肉から水分及び脂肪を除去したもの。 |
| その他の食品 | 0.2g/kg（抽出後の食品及びこれを原料とした食品 1 k g につき） | 抽出後の食品及びこれを原料とした食品には、上記ホップ抽出物又は魚肉たん白濃縮物を原料としたものは含まれない。 |

（日本食品化学研究振興財団のホームページより引用）

12. 輸入食品の違反事例

- ・東海澱粉株式会社、日本桐蓄株式会社、株式会社ゼストック、有限会社上総フーズ、株式会社漢和が、中国から輸入した「生鮮たまねぎ」の命令検査で、チアメトキサム 0.02ppm～0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
 ＊チアメトキサム：ネオニコチノイド系殺虫剤で、残留基準値は、0.01ppm
- ・株式会社マルスイがベトナムから輸入した「無加熱摂取冷凍食品：えびフライ」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.01ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。先月も同様の事案がありました。
- ・ケイエス冷凍食品株式会社がベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：KINCHAKU SHUMAI（えび入り）」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.12ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
 ＊エンロフロキサシン：ニューキノロン系の合成抗菌剤

（作成：2015年7月1日）